

# 平成30年度財政的援助団体等監査

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成29年度の財政的援助団体等監査

### (2) 監査の対象

平成29年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

### (3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、40団体について、平成30年7月から平成31年2月まで実施した。

（参考）

| 区 分       | 実 施 団 体 数 |
|-----------|-----------|
| 補 助 団 体   | 24        |
| 出 資 団 体   | 11        |
| 指 定 管 理 者 | 5         |
| 合 計       | 40        |

### (4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

## 2 監査の結果

### (1) 結果の概要

監査を実施した40団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、34団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の6団体においては、次のとおり是正又は改善を要する8件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

※指摘事項（法令、規則等に反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

※文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要が認められるもの）

### (2) 監査結果の報告等

| 区 分     | 監査結果の報告・公表    | 監査結果に対して講じた措置         |
|---------|---------------|-----------------------|
| 議会、知事部局 | 報告：平成31年3月15日 | 知事部局からの通知（令和元年7月12日付） |
| 教育委員会   | 公表：平成31年3月29日 | 該当なし                  |

### (3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

| 所管部 | 団 体 名        | 事 項 の 内 容  | 講 じ た 措 置 の 内 容   |
|-----|--------------|--|---|
| 総務部 | 学校法人時<br>任学園 | 私立高等学校授業料<br>軽減費補助金について、<br>年度途中で授業料負担<br>者 が<br>変わったにもかかわらず<br>、県学校法人助成条例<br>施行規則第3条の規定<br>による補助事業内容変<br>更承認申請書を提出し<br>ていない。<br>(私立学校運営費補助<br>金)<br>(鹿児島県私立高等学<br>校授業料軽減費補助<br>金) | 1 県の指導、監督の強化<br>(1) 返還が発生した学校法人に対<br>して、就学支援金及び奨学給付<br>金並びに入学金・授業料軽減費<br>補助金の各制度の担当者間で情<br>報共有を図り、申請者の確認や<br>家庭状況の変更による手続漏れ<br>等がないよう要請した。<br>(2) 各学校法人に対し、平成30年<br>度の財政的援助団体監査におけ<br>る指摘事項等について、事例を<br>示し、注意喚起を行うとともに<br>会計事務の適正な管理運営に一<br>層努めるよう周知した。<br>2 当該団体の講じた改善措置 |

|          |                |   |   |
|----------|----------------|---|---|
|          |                | (鹿児島県私立高等学校等就学支援事業交付金)<br>(鹿児島県魅力ある私立学校づくり事業費補助金)   | (1) 対象外となった補助金(14,850円)について、保護者から徴収し県へ返納した。<br>(2) 授業料負担者、保護者の所得及び居住地について十分に確認することとした。  |
|          | 学校法人池田学園       | 1 私立学校運営費補助金について、実績報告書の管理経費支出の賃借料の一部が、未払金に計上したまま支出せず実績報告しているものがある。(3件)<br>2 ホテルパックを利用した旅費について、旅費規程の旅費支給基準のおり宿泊料の調整をしていない。<br>(私立学校運営費補助金)<br>(鹿児島県私立高等学校等就学支援事業交付金) | 1 県の指導、監督の強化<br>各学校法人に対し、平成30年度の財政的援助団体監査における指摘事項等について、事例を示し、注意喚起を行うとともに会計事務の適正な管理運営に一層努めるよう周知した。<br>2 当該団体の講じた改善措置<br>(1) 訂正した(当該賃借料を除いた)実績報告書を提出した。<br>(2) ホテルパックを利用した場合は、ホテルパック料金のみ支給するよう旅費規程を改定した。  |
| くらし保健福祉部 | 日本赤十字社鹿児島赤十字病院 | 旅費について、過不足払いがある。(4件過払額196,580円、4件不足額194,220円)<br>(鹿児島県医療施設運営費等補助金)  | 1 県の指導、監督の強化<br>(1) 補助金の実績報告時に病院の規程に則り処理がなされていることを確認することとした。<br>(2) 全ての補助事業者に対し、補助金申請時において、交付要綱の周知及び注意喚起を行うこととした。<br>2 当該団体の講じた改善措置<br>(1) 旅費について、該当村に説明し、過不足払額を精算する手続を行っている。<br>(2) 今後の対策として、今回の旅費規則の解釈の誤認内容について、担当課職員で情報共有を行い、注意を喚起した。<br>(3) 旅費計算にあたっては、担当と担当係長によるダブルチェック体制をとることとした。 |
|          | 社会福祉法人興正会      | 介護職員について、実際の配置数(3人)が基準数(常勤換算方法で4人以上)を満たしていない。<br>(鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金)  | 1 県の指導、監督の強化<br>(1) 実地検査を行う北薩地域振興局に情報提供した。<br>(2) 人員基準を遵守するよう、平成31年3月19日に当該法人を指導した。<br>2 当該団体の講じた改善措置<br>法人内で人員配置について調整した。その結果、平成30年度までは常勤3人であったが、平成31年4月からは常勤4人となり、人員基準を満たすこととなった。   |
|          | 社会福祉法人福泉会      | 入居契約書及び重要事項説明書の管理等が適正でない。<br>(1) 入居契約書及び重要事項説明書がないもの1件<br>(2) 重要事項説明書に不備があるもの16件<br>(鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金)   | 1 県の指導、監督の強化<br>(1) 実地検査を行う大隅地域振興局に情報提供した。<br>(2) 書類の管理を適切に行うよう、平成30年11月15日に当該法人を指導した。<br>2 当該団体の講じた改善措置<br>(1) 入居契約書及び重要事項説明書が保存されていなかったもの   |

|     |            |  |  |
|-----|------------|--|--|
|     |            |  | <p>について、早急に入居者及びその家族に連絡し、それぞれの書類について説明を行った。入居者及びその家族から同意を得られたので、署名をいただくなどし、書類を整備した。</p> <p>(2) 重要事項説明書に不備があったものについて、早急に入居者及びその家族に連絡し、それぞれの書類について説明を行った。入居者及びその家族から同意を得て、書類を整備した。</p>   |
| 土木部 | 鹿児島県住宅供給公社 | <p>1 経営健全化計画に取り組んでおり、当期純利益が黒字となったが、依然として債務超過額が多額となっている。(債務超過額28億4,891万9千円)</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業の収入未済の合計は、前年度より減少(収納率は低下)しているが、依然として多額となっている。(収入未済額6,901万5千円)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社出資金)<br/>(鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金)<br/>(鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)</p> | <p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>(1) 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>(2) 悪質滞納者への法的措置など、滞納対策の強化に関する助言・指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、マイホームセミナー、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。</p> <p>今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取組を進め、一層の経営改善に努めることとした。</p> <p>(2) 収入未済の解消については、日頃から滞納が発生しないよう未然防止に努めるとともに、滞納案件については、「滞納家賃等の督促事務処理方針(平成9年12月8日施行)」に基づく、電話督促、文書による催告や夜間訪問などの取組に加え、長期滞納者に対する訴訟手続の実行など、未収金の早期回収と滞納の長期化防止を図り、適切な債権管理に努めることとした。</p> |